

## 群馬県教育委員会の主管に属する公益信託に関する規則を 廃止する規則について

### 1 規則の概要

群馬県教育委員会の主管に属する公益信託に関する規則（以下、「本規則」という。）を廃止し、附則に経過措置を定めるものです。

### 2 廃止の理由

国の公益信託制度の抜本的改正に伴う法体系の整理のため、本規則の廃止を行います。

(1) 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号、以下「新法」という。）は、公益信託ニ関スル法律（大正 11 年法律第 62 号、以下「旧法」という。）を全部改正したものです。旧法では、行政機関（知事又は教育委員会）ごとの許可制度なりましたが、新法では、内閣総理大臣又は都道府県知事が一元的に認可・監督を行う制度に再構成され、旧法による、教育委員会が公益信託を所管するという制度の枠組みは廃止されました。なお、新法では、公益信託を所管する行政庁は、複数都道府県にわたる事務は内閣総理大臣、単一県内で事務が完結する場合は都道府県知事と、明確に定められています。

(2) 新法では、公益信託の定義・要件をはじめ、受託者や信託管理人の能力基準、財務規律、情報公開、認可・監督の手續などが、法律および政令・内閣府令により全国一律に規定されました。このため、教育委員会規則により独自に公益信託の事務手續や審査基準、監督方法を定める必要はなくなっています。

仮に、本規則を改正して存置した場合、上位法と整合しない規定が残るおそれがあることから、本規則は廃止とします。

### 3 経過措置について

教育委員会の所管下で運用されてきた既存の公益信託については、国の定める移行認可制度により、新制度への移行が可能とされています。このため、廃止規則の附則において、必要な経過措置を整えます。

### 4 施行日

令和 8 年 4 月 1 日